



# おにぎり通信

2016年12月10日(土曜) 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷周辺と銀座、日比谷公園、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

寒くなるにつれて、少しずつインフルエンザが流行り始めています。ここ数年は、年が明けて1月に入ってからインフルエンザにかかる人が急に増え、1月末頃に患者数が最も多くなるのが一般的でしたが、この冬は、インフルエンザの患者数が増えるのが少し早くなっており、12月中に急速に流行がひろがる可能性もあります。

インフルエンザにかかる主な原因は、咳やくしゃみの際に口から発生される小さな水滴（飛沫）によるものです。したがって、飛沫を浴びないようにすればインフルエンザに感染する機会は大きく減少します。咳やくしゃみをしている人がいたら、飛沫がかからないようにしましょう。逆に自分が咳やくしゃみをする時は、他の人にかからないように気を付けることが大切です。また、手についた飛沫が口から入らないようにすることも重要で、手洗いを良くすることも効果的です。

☆11月28日(月) 福祉行動報告 どなたもお見えになりませんでした。

次回の福祉行動: 12月12日(月)

東京駅丸の内北口地下に朝8時30分までに集合してください。喫煙所近

くの赤富士「輝く」のオブジェのところに「おにぎり通信」を持った者が待機し

ますので、声をかけてください。病気やケガの治療を希望される方や体を休めたい

方と一緒に「福祉事務所」まで同行します。福祉行動は原則、毎週月曜日に行います。

福祉行動は、参加される方が、ご自身の希望をご自身の言葉でハッキリと福祉

事務所に伝えることで成り立ちます。

最寄の福祉事務所

中央区福祉事務所...中央区築地 1-1-1 中央区役所4階

千代田区福祉事務所...千代田区九段南1-2-1 3階

## 【生活保護の申請】

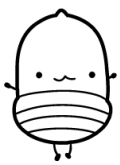
生活保護を希望し、申請(申し込み)に来た人に対して、窓口となる福祉事務所の職員が、「まだ若いから働けるはず。仕事を探して」「子どもさんや兄弟がいるなら援助してもらって」などと言って、申請用紙を渡さず、「申請」ではなく「相談」として帰してしまうことがままあります。これは「水際作戦」と言われるもので、皆さんの中にも同じような経験をした人がいるかもしれません。

これは本来あるべき姿ではなく、法律に違反している可能性が高い行為です。生活保護の取り仕切っている厚生労働省の正式な文書においては、

- (生活)保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについて助言を行う
- 保護に当たらないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付する
- 「(子どもや兄弟などの)扶養義務者と相談してからではないと申請を受け付けない」などの対応は申請権の侵害に当たるおそれがある
- 「(資産や収入の状況等が確認できる)資料が提出されてからでないと申請は受け付けない」などの対応は適切ではない

などとされています。つまり、「生活保護を申請したい」ということを自分の言葉でハッキリと示せば、申請書が渡され、書き方が分からない時は教えてもらいながら申請書の必要事項に記入し、書き終えた申請書は受け付けられる、というのが、本来あるべき姿となります。

申請がなされた後に、調査を行って生活保護が必要かどうかを判断するのは福祉事務所の仕事ですが、その前段階で、生活保護を申請できるかどうかを福祉事務所が判断し、ましてやこれを何らかの方法で諦めさせようとするのは、問題があります。実際の運用は、本来あるべき姿から離れてしまっているところがあるのも現実ですが、必要な生活保護を受けることは、誰もが持っている権利なので、積極的に行使するために、私たちの福祉行動もうまくりよう利用してください。



おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せず、ゴミ箱に入れるなど、片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりは必ずその日のうちにお召し上り下さい。また、お1人1個でお願いいたします。

よつや なかま れんらくさき  
四ツ谷おにぎり仲間 連絡先：080-7795-8535